

平成六年国家公安委員会規則第三号

技能検定員審査等に関する規則

道路交通法（昭和三十五年法律第百五十号）第十九条の二第四項第一号イ及びハ、第五項（同法第九十九条の三第五項において準用する場合を含む。）並びに第六項（同法第九十九条の三第五項において準用する場合を含む。）並びに第九十九条の三第四項第一号イ及びハ並びに道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第四十三条の規定に基づき、技能検定員審査等に関する規則を次のように定める。

目次

- 第一章 技能検定員審査及び技能検定員資格者証（第一条―第九条）
- 第二章 教習指導員審査及び教習指導員資格者証（第十条―第十六条）
- 第三章 雑則（第十七条）

第一章 技能検定員審査及び技能検定員資格者証

（技能検定員審査）

第一条 道路交通法（以下「法」という。）第十九条の二第四項第一号イの規定による都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）は、次の各号に掲げる運転免許（以下「免許」という。）に係る技能検定について、それぞれ当該各号に掲げる技能検定員審査を行うものとする。

- 一 大型自動車免許 技能検定員審査（大型）
- 二 中型自動車免許 技能検定員審査（中型）
- 三 準中型自動車免許 技能検定員審査（準中型）
- 四 普通自動車免許 技能検定員審査（普通）
- 五 大型特殊自動車免許 技能検定員審査（大型）
- 六 大型自動二輪車免許 技能検定員審査（大型）
- 七 普通自動二輪車免許 技能検定員審査（普通）
- 八 牽引免許 技能検定員審査（牽引）
- 九 大型自動車第二種免許 技能検定員審査（大型）
- 十 中型自動車第二種免許 技能検定員審査（中型）
- 十一 普通自動車第二種免許 技能検定員審査（普通）

（技能検定員審査の公示）

第二条 公安委員会は、技能検定員審査を行うものとするときは、当該技能検定員審査の期日の三十日前までに、次に掲げる事項を公示するものとする。

- 一 技能検定員審査の種類、期日及び場所
- 二 技能検定員審査の申請手続に関する事項
- 三 その他技能検定員審査の実施に関し必要な事項

（技能検定員審査の申請）

第三条 技能検定員審査を受けようとする者は、公安委員会に、別記様式第一号の審査申請書を提出し、及び次の各号に掲げる技能検定員審査の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を提示しなければならない。

- 一 第一条第一号から第八号までに掲げる技能検定員審査 当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。第十一条第一項第一号において同じ。）に係る運転免許証（以下「免許証」という。）
- 二 技能検定員審査（大型二種） 大型自動車第二種免許に係る免許証及び第七条第一項の表に規定する技能検定員資格者証（大型）
- 三 技能検定員審査（中型二種） 大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る免許証及び第七条第一項の表に規定する技能検定員資格者証（中型）
- 四 技能検定員審査（普通二種） 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る免許証及び第七条第一項の表に規定する技能検定員資格者証（普通）

2 技能検定員審査を受けようとする者が第十七条第一項各号、第二項各号又は第三項各号のいずれかに該当する者であるときは、前項の審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面を添付しなければならない。

（技能検定員審査の審査方法等）

第四条 第一条第一号から第八号までに掲げる技能検定員審査は、次の表の上欄に掲げる審査項目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる審査細目について、同表の下欄に掲げる審査方法等（審査方法及びその合格基準をいう。次項及び第十二条において同じ。）により行うものとする。

審査項目	審査細目	審査方法等
技能検定員審査	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、九十五パーセント以上の成績であること。
技能検定員審査	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、九十五パーセント以上の成績であること。

技能検定員審査	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、九十五パーセント以上の成績であること。
技能検定員審査	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、九十五パーセント以上の成績であること。

（技能検定員審査合格証明書）

第五条 公安委員会は、技能検定員審査に合格した者に対し、別記様式第二号の技能検定員審査合格証明書を交付するものとする。

2 技能検定員審査合格証明書の交付を受けた者は、当該技能検定員審査合格証明書を亡失したときは、別記様式第三号の再交付申請書を、当該技能検定員審査合格証明書を交付した公安委員会に提出して、その再交付を受けることができる。

（技能検定員審査に合格した者等と同等以上の技能及び知識を有すると認める者としての認定）

第六条 法第九十九条の二第四項第一号ハの規定

により公安委員会が技能検定に同じ号イ又はロに掲げる者と同等以上の技能及び知識を有すると認める者として認定する場合における当該認定は、次の各号のいずれかに該当する者について、それぞれ第一条各号に掲げる免許の種類ごとに行うものとする。

- 一 技能試験に関する事務に三年以上従事した者

二 技能検定に關し、前号に掲げる者に準ずる技能及び知識を有すると認められる者 (技能検定員資格者証の交付等)		第七條 法第九十九条の二第四項の規定による技能検定員資格者証の交付は、次の表の上欄に掲げる免許に係る技能検定ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる技能検定員資格者証の交付を受けようとする者に対し、同表の下欄に掲げる種類の技能検定員資格者証を交付することにより行うものとする。		免許技能検定員資格者証の交付を受ける技能検定員資格者証の種類		大型技能検定員審査(大型)に合格技能検定自動した者、大型自動車免許に係る員資格者免技能検定員研修課程(法第九十証(大九条の二第四項第一号ロに規定型)する自動車安全運転センターが行う自動車の運転に関する研修の課程をいう。以下同じ。)を修了した者又は大型自動車免許に係る技能認定(前条の認定をいう。以下同じ。)を受けた者		中型技能検定員審査(中型)に合格技能検定自動した者、中型自動車免許に係る員資格者免技能検定員研修課程を修了した証(中許者又は中型自動車免許に係る技型)能認定を受けた者		準中型技能検定員審査(準中型)に合格技能検定自動した者、準中型自動車免許に係る員資格者免技能検定員研修課程を修了した証(準中免許した者又は準中型自動車免許に係る技型)能認定を受けた者		普通技能検定員審査(普通)に合格技能検定自動した者、普通自動車免許に係る員資格者免技能検定員研修課程を修了した証(普許者又は普通自動車免許に係る技通)能認定を受けた者		大型技能検定員審査(大特)に合格技能検定特殊した者、大型特殊自動車免許に係る員資格者免技能検定員研修課程を修了した証(大車免した者又は大型特殊自動車免許特)に係る技能認定を受けた者		大型技能検定員審査(大自二)に合格技能検定自動した者、大型自動二輪車免許員資格者二輪に係る技能検定員研修課程を修了した者	
---	--	--	--	---------------------------------------	--	---	--	--	--	--	--	--	--	---	--	---	--

車 免了した者又は大型自動車二輪車免許（大自 許に係る技能認定を受けた者（二）	普通技能検定員審査（普通二）に技能検定 自動車格した者、普通自動車二輪車免許員資格者 二輪に係る技能検定員研修課程を修証（普自 車免了した者又は普通自動車二輪車免（二） 許に係る技能認定を受けた者	牽引技能検定員審査（牽引）に合格技能検定 免許した者、牽引免許に係る技能検員資格者 定員研修課程を修了した者又は証（牽 牽引免許に係る技能認定を受け引）	大型技能検定員審査（大型二種）に技能検定 自動車格した者、大型自動車第二種員資格者 車第免許に係る技能検定員研修課程証（大型 二種を修了した者又は大型自動車第二種） 免許二種免許に係る技能認定を受け た者	中型技能検定員審査（中型二種）に技能検定 自動車格した者、中型自動車第二種員資格者 車第免許に係る技能検定員研修課程証（中 二種を修了した者又は中型自動車第二種） 免許二種免許に係る技能認定を受け た者	普通技能検定員審査（普通二種）に技能検定 自動車格した者、普通自動車第二種員資格者 車第免許に係る技能検定員研修課程証（普通 二種を修了した者又は普通自動車第二種） 免許二種免許に係る技能認定を受け た者	2 前項の技能検定員資格者証の交付を受けよう とする者は、公安委員会に、別記様式第四号の 交付申請書を提出しなければならない。 3 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添 付しなければならない。 一 技能検定員審査合格証明書、法第九十九条 の二第四項第一号に掲げる者に該当するこ とを証する書面又は技能認定につき前条各号 のいずれかに該当する者であることを証する 書面 二 法第九十九条の二第四項第二号イからホま でのいずれにも該当しない者であることを誓 約する書面 4 第一項の技能検定員資格者証の様式は、別記 様式第五号のとおりとする。 （技能検定員資格者証の再交付等） 第八条 技能検定員資格者証の交付を受けた者 は、当該技能検定員資格者証を亡失し、又は当
---	--	---	---	--	---	---

該技能検定員資格者証が滅失したときは、別記様式第六号の再交付申請書を、当該技能検定員資格者証を交付した公安委員会に提出して、その再交付を受けることができる。

2 技能検定員資格者証の交付を受けた者は、当該技能検定員資格者証の記載事項に変更があったときは、別記様式第六号の書換え申請書及び当該技能検定員資格者証を、当該技能検定員資格者証を交付した公安委員会に提出して、その書換えを申請しなければならない。

（技能検定員資格者証の返納の命令等）

第九条 法第九十九条の二第五項の規定による技能検定員資格者証の返納の命令は、別記様式第七号の返納命令書を交付して行うものとする。

2 前項の規定による返納命令書の交付を受けた者は、その交付の日から十日以内に、技能検定員資格者証を当該返納命令書を交付した公安委員会に返納しなければならない。

第二章 教習指導員審査及び教習指導員資格者証

（教習指導員審査等）

第十条 法第九十九条の三第四項第一号イの規定による公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に關して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）は、次の各号に掲げる免許に係る自動車の運転に関する技能及び知識の教習について、それぞれ当該各号に掲げる教習指導員審査を行うものとする。

一 大型自動車免許 教習指導員審査（大型）

二 中型自動車免許 教習指導員審査（中型）

三 準中型自動車免許 教習指導員審査（準中型）

四 普通自動車免許 教習指導員審査（普通）

五 大型特殊自動車免許 教習指導員審査（大型特）

六 大型自動二輪車免許 教習指導員審査（大型自二）

七 普通自動二輪車免許 教習指導員審査（普通自二）

八 牽引免許 教習指導員審査（牽引）

九 大型自動車第二種免許 教習指導員審査（大型二種）

十 中型自動車第二種免許 教習指導員審査（中型二種）

十一 普通自動車第二種免許 教習指導員審査（普通二種）

2	第二十条の規定は、公安委員会が教習指導員審査を行おうとする場合について準用する。
	(教習指導員審査の申請)
第11条	教習指導員審査を受けようとする者は、公安委員会に、別記様式第一号の審査申請書を提出し、及び次の各号に掲げる教習指導員審査の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を提示しなければならない。
	一 前条第一項第一号から第八号までに掲げるもの
二	教習指導員審査 当該審査に用いられる自動車
	を運転することができる免許に係る免許証
三	教習指導員審査(大型二種) 大型自動車
	の表に規定する教習指導員資格者証(大型)
四	教習指導員審査(中型二種) 大型自動車
	の表に規定する教習指導員資格者証(中型)
五	教習指導員審査(普通二種) 大型自動車
	の表に規定する教習指導員資格者証(普通)
2	教習指導員審査を受けようとする者が第十七条第一項各号、第四項各号又は第五項各号のいづれかに該当する者であるときは、前項の審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面を添付しなければならない。
	(教習指導員審査の審査方法等)
第12条	第十条第一項第一号から第八号までに掲げる教習指導員審査は、次の表の上欄に掲げる審査項目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる審査細目について、同表の下欄に掲げる審査方法等により行うものとする。
	(審査審査細目)
項目	審査方法等
	教習指導員と技能試験の方法に準じて行
技能	に関する必要な自らのとし、その合格基準
	する自動車の運転は、八十五パーセント以上
技能	の成績であること。
	技能教習(自実技試験又は面接試験によ
以下同じ)	に、その合格
	に関する技能の基準は、それぞれ八十パー
に。)	セント以上の成績であるこ
	と。

[illegible]

	定する自動車運送セント以上の成績である 転代行業に關すること。 る法令について の知識
	(教習指導員審査合格証明書)
第十三条	公安委員会は、教習指導員審査に合格した者に對し、別記様式第八号の教習指導員審査合格証明書を交付するものとする。
2 第五条第二項の規定は、教習指導員審査合格証明書の交付を受けた者について準用する。(教習指導員審査に合格した者等と同等以上の技能及び知識がある者と認める者としての認定)	
第十四条	法第九十九条の三第四項第一号ハの規定により公安委員会が自動車の運転に關する技能及び知識の教習に關し同イ又はロに掲げる者と同等以上の技能及び知識がある者と認める者として認定する場合における当該認定は、次の各号のいずれかに該当する者について、それぞれ第十条第一項各号に掲げる免許の種類ごとに行うものとする。 - 一 技能試験に關する事務に一年以上従事し、かつ、当該免許に係る教習についての指定を受けた指定自動車教習所の指導及び監督に關する事務に三年以上従事した者 - 二 自動車の運転に關する技能及び知識の教習に關し、前号に掲げる者に準ずる技能及び知識があると認められる者 (教習指導員資格者証の交付等)
第十五条	法第九十九条の三第四項の規定による教習指導員資格者証の交付は、次の表の上欄に掲げる免許に係る自動車の運転に關する技能及び知識の教習ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる教習指導員資格者証の交付を受けようとする者に對し、同表の下欄に掲げる種類の教習指導員資格者証を交付することにより行うものとする。
免許する教習指導員資格者証の交付を受ける教習指導員の種けようとする者	員資格者の種の種類
大型教習指導員審査（大型）に合格教習指導員自動した者、大型自動車免許に係る員資格者免教習指導員研修課程（法第九十証（大九条の三第四項第一号ロに規定型）する自動車安全運転センターが行う自動車運転に關する研修の課程をいう。以下同じ。）を修	

	了した者又は大型自動車免許に係る教習認定（前条の認定をいう。以下同じ。）を受けた者	
中型 教習指導員審査（中型）に合格した者、 中型自動車免許に係る員資格者 免教習指導員研修課程を修了した証（中 者又は中型自動車免許に係る教型） 習認定を受けた者		
準 中教習指導員審査（準中型）に合格した者、 準中型自動車免許に係る員資格者 免教習指導員研修課程を修了した証（準中 者又は準中型自動車免許に係る教型） 習認定を受けた者		
普通 通教習指導員審査（普通）に合格した者、 普通自動車免許に係る員資格者 免教習指導員研修課程を修了した証（普 者又は普通自動車免許に係る教通） 習認定を受けた者		
大型 大教習指導員審査（大特）に合格した者、 大型特殊自動車免許に係る員資格者 免教習指導員研修課程を修了した証（大 者又は大型特殊自動車免許に係る教大特） 習認定を受けた者		
大型 大教習指導員審査（大自二）に合格した者、 大型自動二輪車免許に係る員資格者 免教習指導員研修課程を修了した証（大自 二輪車免許に係る教大自二） 許に係る教習認定を受けた者		
普通 通教習指導員審査（普自二）に合格した者、 普通自動二輪車免許に係る員資格者 免教習指導員研修課程を修了した証（普自 二輪車免許に係る教普自二） 許に係る教習認定を受けた者		
牽引 教習指導員審査（牽引）に合格した者、 牽引免許に係る教習指導員資格者 免教習指導員研修課程を修了した証（牽 引免許に係る教牽引） 許に係る教習認定を受けた者		
大型 大教習指導員審査（大型二種）に合格した者、 大型自動車第二種員資格者 免教習指導員研修課程を修了した証（大 型二種免許に係る教大型二種） 許に係る教習認定を受けた者		
中型 中教習指導員審査（中型二種）に合格した者、 中型自動車第二種員資格者 免教習指導員研修課程を修了した証（中 型二種免許に係る教中型二種） 許に係る教習認定を受けた者		

車 第免許に係る教習指導員研修課程証（中型二種を修了した者又は中型自動車第二種） 免許 二種免許に係る教習認定を受け	普通教習指導員審査（普通二種）に教習指導員資格合格した者、普通自動車第二種員資格者車 第免許に係る教習指導員研修課程証（普通二種を修了した者又は普通自動車第二種） 免許 二種免許に係る教習認定を受け	2 前項の教習指導員資格者証の交付を受けようとする者は、公安委員会に、別記様式第四号の交付申請書を提出しなければならない。 3 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 教習指導員審査合格証明書、法第九十九条の三第四項第一号ロに掲げる者に該当することを証する書面又は教習認定につき前条各号のいずれかに該当する者であることを証する書面 二 法第九十九条の三第四項第二号イからハまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面 4 第一項の教習指導員資格者証の様式は、別記様式第九号のとおりとする。 （準用規定） 第十六条 第八条の規定は、教習指導員資格者証の交付を受けた者について準用する。 2 第九条の規定は、法第九十九条の三第五項において準用する法第九十九条の二第五項の規定による教習指導員資格者証の返納の命令について準用する。 第三章 雑則 （技能検定員審査等の審査細目の免除） 第十七条 技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者のうち、次の各号に掲げるものに對しては、それぞれ当該各号に定める審査細目については、それを免除するものとする。 一 過去一年以内に技能検定員審査又は教習指導員審査を受け、当該審査において、審査細目のいずれかについて第四条又は第十二条に定める合格基準に達する成績を得た者 合格基準に達する成績を得た審査細目 二 過去一年以内に技能検定、技能教習又は学科教習についての技能又は知識に関する講習であつて国家公安委員会が指定するものを修	車 第免許に係る教習指導員研修課程証（中型二種を修了した者又は中型自動車第二種） 免許 二種免許に係る教習認定を受け	普通教習指導員審査（普通二種）に教習指導員資格合格した者、普通自動車第二種員資格者車 第免許に係る教習指導員研修課程証（普通二種を修了した者又は普通自動車第二種） 免許 二種免許に係る教習認定を受け	2 前項の教習指導員資格者証の交付を受けようとする者は、公安委員会に、別記様式第四号の交付申請書を提出しなければならない。 3 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 教習指導員審査合格証明書、法第九十九条の三第四項第一号ロに掲げる者に該当することを証する書面又は教習認定につき前条各号のいずれかに該当する者であることを証する書面 二 法第九十九条の三第四項第二号イからハまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面 4 第一項の教習指導員資格者証の様式は、別記様式第九号のとおりとする。 （準用規定） 第十六条 第八条の規定は、教習指導員資格者証の交付を受けた者について準用する。 2 第九条の規定は、法第九十九条の三第五項において準用する法第九十九条の二第五項の規定による教習指導員資格者証の返納の命令について準用する。 第三章 雑則 （技能検定員審査等の審査細目の免除） 第十七条 技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者のうち、次の各号に掲げるものに對しては、それぞれ当該各号に定める審査細目については、それを免除するものとする。 一 過去一年以内に技能検定員審査又は教習指導員審査を受け、当該審査において、審査細目のいずれかについて第四条又は第十二条に定める合格基準に達する成績を得た者 合格基準に達する成績を得た審査細目 二 過去一年以内に技能検定、技能教習又は学科教習についての技能又は知識に関する講習であつて国家公安委員会が指定するものを修	車 第免許に係る教習指導員研修課程証（中型二種を修了した者又は中型自動車第二種） 免許 二種免許に係る教習認定を受け	普通教習指導員審査（普通二種）に教習指導員資格合格した者、普通自動車第二種員資格者車 第免許に係る教習指導員研修課程証（普通二種を修了した者又は普通自動車第二種） 免許 二種免許に係る教習認定を受け
--	---	--	--	---	--	--	---

三 みなし教習指導員のうち改正法の施行の際現に改正令附則第三項に規定する専ら法令教習に従事する者（第五号において「法令教習従事者」という。）で教習指導員審査を受けようとするもの、自動車教習所に関する法令についての知識

四 道路交通法施行規則の一部を改正する総理府令（平成六年総理府令第一号）による改正前の道路交通法施行規則（次号において「旧府令」という。）第三十二条第一項に規定する技能指導員に係る審査に合格した者で教習指導員審査を受けようとするもの、教習指導員として必要な自動車の運転技能、技能教習に必要な教習の技能及び自動車教習所に関する法令についての知識

五 旧府令第三十二条第二項に規定する学科指導員に係る審査に合格した者（法令教習従事者、構造教習従事者及び学科教習（法令教習及び構造教習を除く。）従事者を除く。）で教習指導員審査を受けようとするもの、学科教習に必要な教習の技能、教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識及び自動車教習所に関する法令についての知識、技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者が前項各号のいずれかに該当する者であるときは、第三条第一項又は第十一条第一項の審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面を添付しなければならない。

附 則（平成八年二月一五日国家公安委員会規則第一号）

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

附 則（平成八年八月六日国家公安委員会規則第九号）

（施行期日）
1 この規則は、道路交通法の一部を改正する法律（平成七年法律第七十四号）の施行の日（平成八年九月一日）から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の技能検定員審査等に関する規則（以下「旧規則」という。）第四条の規定による技能検定員審査（自二）に合格している者は、改正後の技能検定員審査等に関する規則（以下「新規則」という。）第四条の規定による技能検定員審査（普自二）に合格した者とみなす。

3 この規則の施行前に旧規則第五条の規定により交付された自動二輪車に係る技能検定員審査合格証明書は、新規則第五条の規定により交付された普通自動二輪車に係る技能検定員審査合格証明書とみなす。

4 この規則の施行の際現に旧規則第六条の規定による自動二輪車に係る認定を受けている者は、新規則第六条による普通自動二輪車に係る認定を受けた者とみなす。

5 この規則の施行前に旧規則第七条又は第八条の規定により交付された技能検定員資格者証（自二）は、新規則第七条又は第八条の規定により交付された技能検定員資格者証（普自二）とみなす。

6 この規則の施行の際現に旧規則第十二条の規定による教習指導員審査（自二）に合格している者は、新規則第十二条の規定による教習指導員審査（普自二）に合格した者とみなす。

7 この規則の施行前に旧規則第十三条の規定により交付された自動二輪車に係る教習指導員審査合格証明書は、新規則第十三条の規定により交付された普通自動二輪車に係る教習指導員審査合格証明書とみなす。

8 この規則の施行の際現に旧規則第十四条の規定による自動二輪車に係る認定を受けている者は、新規則第十四条の規定による普通自動二輪車に係る認定を受けた者とみなす。

9 この規則の施行前に旧規則第十五条又は第十六条第一項の規定により交付された教習指導員資格者証（自二）は、新規則第十五条又は第十六条第一項の規定により交付された教習指導員資格者証（普自二）とみなす。

10 この規則の施行の際現に教習指導員審査（自二）又は技能検定員審査（自二）の審査細目のいずれかについて旧規則第四条又は第十二条に定める合格基準に達する成績を得ている者は、当該審査細目に相当する教習指導員審査（普自二）又は技能検定員審査（普自二）の審査細目において新規則第四条又は第十二条に定める合格基準に達する成績を得たものとみなす。

附 則（平成二年二月三日国家公安委員会規則第三号）

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二年三月三〇日国家公安委員会規則第八号）

この規則は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成十二年四月一日）から施行する。

附 則（平成一四年四月一九日国家公安委員会規則第八号）

（施行期日）
1 この規則は、平成十四年五月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の技能検定員審査等に関する規則（以下「新規則」という。）第一条に規定する技能検定員審査（大型二種）及び技能検定員審査（普通二種）に係る新規則第二条の規定による公示並びに新規則第十条第一項に規定する教習指導員審査（大型二種）及び教習指導員審査（普通二種）に係る新規則第十条第二項において準用する新規則第二条の規定による公示は、この規則の施行前においても行うことができる。

3 平成十四年五月三十一日までの間は、新規則第四条第二項の表の技能検定に関する技能の項中「技能試験」とあるのは「道路交通法の一部を改正する法律（平成十三年法律第五十一号）第十二条第二項において「改正法」という。）及び道路交通法施行規則及び自動車安全運転センター法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成十四年内閣府令第三十四号）第十二条第二項において「改正府令」という。）の施行後の技能試験」と、新規則第十二条の表の「教習に関する技能の項中「技能試験」とあるのは「改正法及び改正府令の施行後の技能試験」とする。

4 この規則の施行の際現に改正前の技能検定員審査等に関する規則（以下「旧規則」という。）第一条に定める種類の技能検定員審査若しくは旧規則第十条第一項に定める種類の教習指導員審査に合格し、若しくはそれぞれの審査細目に定める合格基準に達する成績を得ている者又は旧規則第六条若しくは第十四条の規定による認定を受けている者は、それぞれ新規則の相当規定に定める種類の技能検定員審査若しくは教習指導員審査に合格し、若しくはそれぞれの審査細目について新規則の相当規定に定める合格基準に達する成績を得ている者又は新規則の相当規定による認定を受けている者とみなす。

この場合において、旧規則に規定する大型自動車又は普通自動車に係るものは、それぞれ新規則に規定する大型自動車免許又は普通自動車免許に係るものとする。

5 この規則の施行前に旧規則第五条の規定により交付された技能検定員審査合格証明書、旧規則第七条若しくは第八条の規定により交付された技能検定員資格者証、旧規則第十三条の規定により交付された教習指導員審査合格証明書又は旧規則第十五条若しくは第十六条の規定により交付された教習指導員資格者証は、それぞれ新規則の相当規定により交付されたものとみなす。

この場合において、旧規則に規定する大型自動車又は普通自動車に係るものは、それぞれ新規則に規定する大型自動車免許又は普通自動車免許に係るものとする。

附 則（平成一八年二月二〇日国家公安委員会規則第三号）

（施行期日）

1 この規則は、道路交通法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十号。以下「改正法」という。）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別記様式第三号、別記様式第四号及び別記様式第六号の改正規定並びに附則第十三項の規定 公布の日

二 附則第十項及び第十一項の規定 平成十八年四月一日

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に次の各号に掲げる技能検定員審査に合格している者は、当該各号に定める技能検定員審査に合格した者とみなす。

一 改正前の技能検定員審査等に関する規則（以下「旧規則」という。）第一条第一号の技能検定員審査（大型） 改正後の技能検定員審査等に関する規則（以下「新規則」という。）第一条第二号の技能検定員審査（中型）

二 旧規則第一条第二号の技能検定員審査（普通） 新規則第一条第三号の技能検定員審査（普通）

三 旧規則第一条第七号の技能検定員審査（大型二種） 新規則第一条第九号の技能検定員審査（中型二種）

四 旧規則第一条第八号の技能検定員審査（普通二種） 新規則第一条第十号の技能検定員審査（普通二種）

この規則の施行前に次の各号に掲げる免許に係る旧規則第五条の規定により交付された技能検定員審査合格証明書は、当該各号に定める免

許に係る旧規則第五条の規定により交付された技能検定員審査合格証明書は、当該各号に定める免

許に係る新規第五十五条の規定により交付された技能検定員審査合格証明書とみなす。

一 改正法第四十条の規定による改正前の道路交通法（以下「旧法」という。）第八十四条第三項の大型自動車免許（以下「旧法大型免許」という。）改正法第四十条の規定による改正後の道路交通法（以下「新法」という。）第八十四条第三項の中型自動車免許（以下「中型免許」という。）

二 旧法第八十四条第三項の普通自動車免許（以下「旧法普通免許」という。）新法第八十四条第三項の普通自動車免許（以下「普通免許」という。）

三 旧法第八十四条第四項の大型自動車第二種免許（以下「旧法大型第二種免許」という。）新法第八十四条第四項の中型自動車第二種免許（以下「中型第二種免許」という。）

四 旧法第八十四条第四項の普通自動車第二種免許（以下「旧法普通第二種免許」という。）新法第八十四条第四項の普通自動車第二種免許（以下「普通第二種免許」という。）

4 この規則の施行の際現に旧法大型免許、旧法普通免許、旧法大型第二種免許又は旧法普通第二種免許に係る旧規則第六条の規定による認定を受けている者は、前項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める免許に係る新規則第六条の規定による認定を受けた者とみなす。

5 この規則の施行の際現に次の各号に掲げる教習指導員審査に合格している者は、当該各号に定める教習指導員審査に合格した者とみなす。

一 旧規則第十条第一号の教習指導員審査（大型） 新規則第十条第一号の教習指導員審査（中型）

二 旧規則第十条第二号の教習指導員審査（普通） 新規則第十条第一号第三号の教習指導員審査（普通）

三 旧規則第十条第七号の教習指導員審査（大型二種） 新規則第十条第九号の教習指導員審査（中型二種）

四 旧規則第十条第八号の教習指導員審査（普通二種） 新規則第十条第十号の教習指導員審査（普通二種）

6 この規則の施行前に旧法大型免許、旧法普通免許、旧法大型第二種免許又は旧法普通第二種免許に係る旧規則第十三条の規定により交付された教習指導員審査合格証明書は、附則第三項

各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める免許に係る新規則第十三条の規定により交付された教習指導員審査合格証明書とみなす。

7 この規則の施行の際現に旧法大型免許、旧法普通免許、旧法大型第二種免許又は旧法普通第二種免許に係る旧規則第十四条の規定による認定を受けている者は、附則第三項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める免許に係る新規則第十四条の規定による認定を受けた者とみなす。

8 この規則の施行の際現に技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大型二種）又は技能検定員審査（普通二種）の審査細目のいずれかについて旧規則第四条に定める合格基準に達する成績を得ている者は、附則第二項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める技能検定員審査の審査細目において新規則第四条に定める合格基準に達する成績を得た者とみなす。

9 この規則の施行の際現に教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大型二種）又は教習指導員審査（普通二種）の審査細目のいずれかについて旧規則第十二条に定める合格基準に達する成績を得ている者は、附則第五項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める教習指導員審査の審査細目において新規則第十二条に定める合格基準に達する成績を得た者とみなす。

10 道路交通法施行令の一部を改正する政令（以下「改正政令」という。）附則第四条第一項ただし書の規定による別段の申出は、次の事項を記載した申出書を技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証を交付した都道府県公安委員会に提出して行うものとする。

一 当該申出をする者の住所、氏名及び生年月日並びに当該申出に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証の番号及び交付年月日

二 当該申出に係る新法第八十四条第三項又は第四項の免許の種類

三 前号に係る免許の種類について改正政令附則第四条第一項本文に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証の交付を受けたとみなされることを希望しない旨

改正政令附則第五条第一項の規定により都道府県公安委員会が指定する研修は、次のすべてに該当するものでなければならない。

11

12

一 研修を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると都道府県公安委員会が認める者が行う研修であること。

二 正当な理由なく受講を制限する研修でないこと。

三 新法第八十四条第三項の大型自動車免許又は同条第四項の大型自動車第二種免許に係る教習又は技能検定を行うために必要な技能及び知識を習得することができる研修として都道府県公安委員会が認める研修であること。

改正政令附則第五条第一項に規定する指定自動車教習所を管理する者は、同項に規定する者に前項に規定する研修を受けさせたときには、速やかに、当該自動車教習所を指定自動車教習所として指定した都道府県公安委員会に対して、その旨を文書で通知しなければならない。

技能検定員審査合格証明書再交付申請書及び教習指導員審査合格証明書再交付申請書、技能検定員資格者証交付申請書及び教習指導員資格者証交付申請書並びに技能検定員資格者証再交付申請書、技能検定員資格者証書換え申請書、教習指導員資格者証書換え申請書及び教習指導員資格者証書換え申請書については、新規則別記様式第三号、別記様式第四号及び別記様式第六号の様式にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

附則（平成二十八年七月一五日国家公安委員会規則第一五号）

1 この規則は、道路交通法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十号。附則第三項において「改正法」という。）の施行の日（平成二十九年三月十二日。以下「改正法施行日」という。）から施行する。ただし、附則第十項から第十二項までの規定は、公布の日から施行する。（経過措置）

2 改正法施行日において現に次の各号に掲げる技能検定員審査に合格している者は、それぞれ当該各号に定める技能検定員審査に合格した者とみなす。

一 改正前の技能検定員審査等に関する規則（以下「旧規則」という。）第一条第二号の技能検定員審査（中型） 改正後の技能検定員審査等に関する規則（以下「新規規則」という。）第一条第二号の技能検定員審査（中型）

二 旧規則第一条第三号の技能検定員審査（普通） 新規則第一条第四号の技能検定員審査（普通）

3

4

三 旧規則第一条第九号の技能検定員審査（中型二種） 新規則第一条第十号の技能検定員審査（中型二種）

四 旧規則第一条第十号の技能検定員審査（普通二種） 新規則第一条第十一号の技能検定員審査（普通二種）

改正法施行日前に次の各号に掲げる運転免許（以下「免許」という。）に係る旧規則第五条の規定により交付された技能検定員審査合格証明書は、それぞれ当該各号に定める免許に係る新規則第五条の規定により交付された技能検定員審査合格証明書とみなす。

一 改正法による改正前の道路交通法（以下「旧法」という。）第八十四条第三項の中型自動車免許（以下「旧法中型免許」という。）

改正法による改正後の道路交通法（以下「新法」という。）第八十四条第三項の中型自動車免許

二 旧法第八十四条第三項の普通自動車免許（以下「旧法普通免許」という。） 新法第八十四条第三項の普通自動車免許

三 旧法第八十四条第四項の中型自動車第二種免許（以下「旧法中型第二種免許」という。） 新法第八十四条第四項の中型自動車第二種免許

四 旧法第八十四条第四項の普通自動車第二種免許（以下「旧法普通第二種免許」という。） 新法第八十四条第四項の普通自動車第二種免許

5 改正法施行日において現に旧法中型免許、旧法普通免許、旧法中型第二種免許又は旧法普通第二種免許に係る旧規則第六条の規定による認定を受けている者は、前項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める免許に係る新規則第六条の規定による認定を受けた者とみなす。

改正法施行日において現に次の各号に掲げる教習指導員審査に合格している者は、それぞれ当該各号に定める教習指導員審査に合格した者とみなす。

一 旧規則第十条第一号第二号の教習指導員審査（中型） 新規則第十条第二号の教習指導員審査（中型）

二 旧規則第十条第一号第三号の教習指導員審査（普通） 新規則第十条第四号の教習指導員審査（普通）

- 三 旧規則第十条第一項第九号の教習指導員審査（中型二種） 新規則第十条第一項第十号の教習指導員審査（中型二種）
- 四 旧規則第十条第一項第十号の教習指導員審査（普通二種） 新規則第十条第一項第十一号の教習指導員審査（普通二種）
- 6 改正法施行日前に旧法中型免許、旧法普通免許、旧法中型第二種免許又は旧法普通第二種免許に係る旧規則第十三条の規定により交付された教習指導員審査合格証明書は、附則第三項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める免許に係る新規則第十三条の規定により交付された教習指導員審査合格証明書とみなす。
- 7 改正法施行日において現に旧法中型免許、旧法普通免許、旧法中型第二種免許又は旧法普通第二種免許に係る旧規則第十四条の規定による認定を受けている者は、附則第三項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める免許に係る新規則第十四条の規定による認定を受けた者とみなす。
- 8 改正法施行日において現に附則第二項各号に掲げる技能検定員審査の審査細目のいずれかについて旧規則第四条に定める合格基準に達する成績を得ている者は、それぞれ当該各号に定める技能検定員審査の審査細目において新規則第四条に定める合格基準に達する成績を得た者とみなす。
- 9 改正法施行日において現に附則第五項各号に掲げる教習指導員審査の審査細目のいずれかについて旧規則第十二条に定める合格基準に達する成績を得ている者は、それぞれ当該各号に定める教習指導員審査の審査細目において新規則第十二条に定める合格基準に達する成績を得た者とみなす。
- 10 道路交通法施行令の一部を改正する政令（以下「改正政令」という。）附則第三条第一項ただし書の規定による別段の申出は、次の事項を記載した申出書を技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証を交付した都道府県公安委員会に提出して行うものとする。
- 一 当該申出をする者の住所、氏名及び生年月日並びに当該申出に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証の番号及び交付年月日
- 二 当該申出に係る新法第八十四条第三項の免許の種類
- 三 第一号に係る者が前号に係る免許の種類について改正政令附則第三条第一項本文の規定の適用を受けることを希望しない旨
- 11 改正政令附則第四条第一項の規定により都道府県公安委員会が指定する研修は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。
- 一 研修を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると都道府県公安委員会が認める者が行う研修であること。
- 二 正当な理由なく受講を制限する研修でないこと。
- 三 新法第八十四条第三項の準中型自動車免許に係る教習又は技能検定を行うために必要な技能及び知識を習得することができる研修として都道府県公安委員会が認める研修であること。
- 12 改正政令附則第四条第一項に規定する指定自動車教習所を管理する者は、改正政令附則第三条第一項の規定により中型免許及び準中型免許に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証とみなされる技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証の交付を受けている者に前項に規定する研修を受けさせたときには、速やかに、当該自動車教習所を指定自動車教習所として指定した都道府県公安委員会に対して、その旨を文書で通知しなければならない。
- 附 則（令和元年六月二日 国家公安委員会規則第三号）
- 1 （施行期日）
この規則は、令和元年七月一日から施行する。（経過措置）
- 2 この規則による改正前の犯罪捜査規範、国際捜査共助等に関する法律に関する書式例、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則、風俗環境浄化協会等に関する規則、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則、審査専門委員に関する規則、暴力追放運動推進センターに関する規則、交通事故調査分析センターに関する規則、盲導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則、屈出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則、技能検定員審査等に関する規則、運転免許に係る講習等に関する規則、外国等の行政庁等の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有する法人の指定に関する規則、自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則、特定物質の運搬の届出等に関する規則、古物営業法施行規則、交通安全活動推進センターに関する規則、不正アクセス行為の再発を防止するための都道府県公安委員会による援助に関する規則、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定に基づく警察庁長官の意見の陳述等の実施に関する規則、運転免許取得者教育の認定に関する規則、ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則、ストーカー行為等の聴取の実施に関する規則、国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律施行規則、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則、配偶者からの暴力等による被害を自ら防止するための警察本部長等による援助に関する規則、確認事務の委託の手続等に関する規則、携帯音声通信役務提供契約に係る契約者確認に関する規則、警備員等の検定等に関する規則、届出対象病原体等の運搬の届出等に関する規則、遺失物法施行規則、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づく事務の実施に関する規則、少年法第六条の二第三項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則、被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則、行方不明者発見活動に関する規則、国家公安委員会関係警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行規則、死体取扱規則、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行規則、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行

規則に規定する様式による書面については、この規則による改正後のこれらの規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができず、

- 1 申請には、記載しないこと。
- 2 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の半身長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルのものとする。
- 3 免許年月日・種別欄は、年号及び年月日を記載するほか、現に受けていない免許の種類を表す略語を○で囲むこと。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A判4番とする。

備考 用紙の大きさは、日本標準規格A判4番とする。

備考 1 空印欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本標準規格A列4番とする。

備考 1 捺印欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本標準規格A型4番とする。

備考 1 技術検定員資格者証の種類欄には、技術検定員資格者証に係る技術検定に係る免許の種類を記載する。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A判4番とする。
3 中央部に日本の地模様を入れる。

備考 1 捺印欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 判 4 番とする。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第9号（第15条関係）

第 号	
教 習 教 導 員 資 格 考 査 証	
姓 名	
氏 名	
年 月 日生	
道路交通法第99条の3第1項に規定する教習指導員としての資格を有する者であることを証明する。	
教習指導員資格考査証の発給	
年 月 日	
公安委員会 目	

備考 1 教習指導員資格考査証の増発欄には、教習指導員資格考査証に係る教習に係る名簿の増発を記載する。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A判4番とする。
3 中央部に日本の国章様式を入れる。